

公立大学法人横浜市立大学外国人留学生給付型奨学金（授業料減免） 適用基準

平成17年4月1日
平成20年4月1日改正
平成22年4月1日改正
最近改正 平成31年4月1日

1 対象

(1) 在学生

対象者は、学部及び大学院に在学する外国人留学生のうち、学業優秀かつ授業料の納付の困難な者とする。ただし、次に該当する者は除外する。

ア 在留資格が「留学」以外の者

イ 科目等履修生、聴講生及び研究生

ウ 国費外国人留学生

エ 外国政府派遣の外国人留学生

オ 文部科学省学習奨励費相当以上の奨学金を受給中又は受給することが確定している者

カ 学則で定める留学及び疾病等による休業等の特別の理由なく、同一学年に留まった者

キ 在学期間を通じ最短修業年限分の減免許可を受けた者

(2) 新入生

国際教養学部、国際商学部、理学部、データサイエンス学部の「外国人留学生入試」の合格者のうち、入試出願時に本奨学金制度申請書を提出し、入学時点では在留資格「留学」を有する者を対象とする。

2 減免の種類

(1) 在学生

予算の範囲内で、授業料の1／2以内の額で理事長が定める額

(2) 新入生

入学初年度の授業料相当額とする。尚、年度の前期と後期に分けて免除手続きを行い、後期分の授業料免除に際しては、前期成績にて所定の成果を残すことを条件とする。

前期の成績基準については別に定める。

3 適用基準

(1) 在学生

原則として、外国人特別選抜試験を経て入学した学部1年生、又は2年次以上の学部学生で以下のいずれかにあてはまる者、又は大学院生で指導教員の推薦する者のうち、学業優秀者。

ア 医学部以外の学部に所属する者

卒業必要単位数÷最短修業年限×（学年－1）の単位数を満たしている者

イ 医学部に所属する者

各年次に割り当てられたすべての必修科目的単位を取得済みである者

(2) 新入生

国際教養学部、国際商学部、理学部、データサイエンス学部の「外国人留学生入試」に合格し、入試成績が各学部の上位から奨学金付与定員内に入った者。

4 本人提出書類

- (1) 減免申請書
- (2) 成績証明書（在学生のみ）
- (3) 指導教員減免推薦書（大学院生のみ）
- (4) 在留カードの写し
- (5) その他理事長が必要と認めた書類

5 適用期日

この適用基準は、制定日から適用する。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。